

南九州市告示第78号

南九州市 L I N E 公式アカウントによるプレゼント事業実施要綱を次のように定めた。

令和 6 年 3 月 26 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市 L I N E 公式アカウントによるプレゼント事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市 L I N E におけるプレゼント事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 L I N E 市が L I N E 株式会社の運営するインスタントメッセージサービスにおいて開設する南九州市 L I N E 公式アカウントをいう。
- (2) プレゼント 市 L I N E の登録者に対するプレゼント情報に掲載できるプレゼントをいう。
- (3) 市ホームページ 南九州市ホームページをいう。
- (4) P L 保険 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害を補償する生産物賠償責任保険をいう。
- (5) 当選者 プレゼントに申し込み、選定によって当選した者をいう。
- (6) 一括表示 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に規定する食品に関する具体的な表示をいう。

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容は、プレゼントを提供する事業者（以下「事業者」という。）を市 L I N E 及び市ホームページにて紹介するものとする。

2 市は、前項の規定により参加事業者について市長が別に定める事項をプレゼント応募の公開日に掲載するものとする。

(対象事業者)

第 4 条 事業の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、市長が別に定める要件を満たすものとし、年 1 回の参加とする。

(事業参画の申請)

第5条 参画を希望する対象事業者は、市LINEに登録し、市LINEから電子申請にて市長に申請するものとする。

(プレゼントの内容)

第6条 プレゼントの内容は、市長が別に定める要件を満たすものとするが、事業者の責任及び負担において提供する。

2 プレゼントの応募を公開する際は、市がプレゼント情報として市LINEを投稿するものとする。

(掲載内容の作成)

第7条 事業者紹介の掲載内容は申請時に作成し、市が受付後、事業者と確認を行ってからプレゼント応募及び事業者紹介を公開するが、事業者紹介は事業者の責任及び負担において作成する。

(掲載の期間)

第8条 市は、プレゼント応募の公開の日から原則3月の間対象事業者の情報を市LINEに掲載するものとする。ただし、対象事業者が募集の上限に達した場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市ホームページには、掲載期限は設けないが、掲載内容と掲載継続意思の確認のため、業者へ市から連絡を行った場合は、事業者は確認の上、市へ報告を行うこととする。報告が無かった場合は、掲載継続の意思がないとみなし、市ホームページから掲載情報を削除する。

(プレゼントの応募申請)

第9条 プレゼントに応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、市LINEに登録し、市LINEから電子申請にて応募するものとする。

(当選者の選定)

第10条 当選者は、前条の規定による申請者から抽選により選定するものとする。ただし、応募の内容に不備があった場合又は事業者まで直接受取りに行くことができない場合は、非当選者とみなし、再度抽選を行うものとする。

2 前項の規定による当選者は、プレゼントを市長が別に定める期限までに受け取らなければならない。この場合において、受取期限については市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。